



2025年度の税制改正大綱

～個人・企業でどう変わる？ 押さえておくべきポイントを解説～

2024年12月27日に2025年度の税制改正大綱が閣議決定されました。その内容の中でも多くの個人や企業に影響があると思われる項目をいくつか解説していきます。

I 個人所得課税

1 基礎控除・給与所得控除の引き上げ 103万円の壁が123万円へ

令和7（2025）年分以降の所得税から、合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除額が58万円（改正前：48万円）に引き上げられます。

加えて、給与所得控除についても最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられます。

これらの改正に伴い、他の制度の合計所得金額要件も緩和されることになりました。

合計所得金額要件	制度	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族	配偶者控除・扶養控除	48万円	58万円
ひとり親の生計を一にする子	ひとり親控除	48万円	58万円
勤労学生	勤労学生控除	75万円	85万円
家内労働者等	家内労働者等の必要経費の特例	55万円	65万円

出典：財務省「令和7年度税制改正の大綱」を基に作成

2 特定親族特別控除（仮称）の新設

令和7（2025）年分以降の所得税から、生計を一にする年齢

19歳以上、かつ、親族等（扶養親族等）ではないものの有する場合には、特定親族特別控除が適用されることになりました。

ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより

アクセスをお願いします。

控除額は親族等の合計所得金額に応じて右図のように段階的に適用されます。

つまり、大学生などの子供がいる親の控除額が子供の収入に応じて段階的に適用されます。

ただし、年齢16歳以上19歳未満の親族等（扶養親族等）は特別控除の対象とはならず、扶養親族等となりますのでご注意ください。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円

[ご入会はこちらから](#)

（入力は数分で終わります）

[会員の方ははこちらから](#)